

社会福祉法人福島県社会福祉協議会
令和5年度福島県県外保育士移住促進事業実施要領

1 目的

県内保育所等への就職を希望する県外在住の保育士（保育士登録見込者を含む。）が、県内保育所等へ就職する際に行う実習や就職活動に要した費用を助成するとともに、県外から移住して県内保育所等に就職した保育士に移住支援金を支給することにより、県内への移住を促進し、県内保育士の確保・定着を図ることを目的とする。

2 事業内容

（1）就職活動助成金の支給

県内保育所等への就職を希望する県外在住の保育士（保育士登録見込者を含む。）に対し、県内保育所等で行う実習や就職活動に要した費用を助成する。

（2）移住支援金の支給

県外から移住して県内保育所等に就職し、1年以上勤務した保育士に対し、移住支援金を支給する。

3 定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）「保育所等」とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等、従事に際して保育士資格を要する施設をいう。
- （2）「実習」とは、最終学年時の保育士資格取得に必要な保育実習等をいう。
- （3）「就職活動」とは、保育所等での採用試験、面接及び就職説明会等への参加をいう。
- （4）「移住」とは、生活の本拠地が県外から県内に移ることをいい、住民票の異動の有無や住居の形態は問わない。

4 対象者

対象者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

（1）就職活動助成金

- ① 県外在住の者で福島県内の保育所等へ就職を希望していること。
 - ア 県外の保育士養成施設卒業予定者（新卒者）
 - イ 県外からの就職希望者（既卒者）
- ② 実習や就職活動に要した費用に対し、本事業以外の補助金や助成金等の交付を受けていないこと。
- ③ 過去に本事業の交付を受けていないこと。

（2）移住支援金

- ① 保育士の資格を有し、保育士登録を受けていること。
- ② 県内の保育所等に就職するため県内に転入し、その後も継続して県内に居住していること。
- ③ 令和5年4月1日以降に県内に所在する保育所等に雇用され、その後も1年以上保育士として県内の保育所等に勤務すること。
- ④ 本支援金の交付を受けた後も継続して県内に勤務する意思を有すること。

- ⑤ 保育所等の設置者等との直接雇用契約に基づく就業で、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。期間の定めがある場合は、当該期間が更新予定を含め 1 年未満で終了するものではないこと。
- ⑥ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑦ 本事業以外に福島県が実施する同様の支援金の交付を受けていないこと。
- ⑧ 過去に本事業の交付を受けていないこと。

5 対象期間

(1) 就職活動助成金

毎年度 2 月末日までの実習や就職活動を助成対象とする。

(2) 移住支援金

毎年度 3 月末日までに勤務期間が 1 年に達した者又は確実に達する見込みである者を対象とする。

6 対象経費

(1) 就職活動助成金

県内における実習や就職活動に要した交通費及び宿泊費とする。

(2) 移住支援金

使途は問わないものとする。

7 交付額及び上限額

(1) 就職活動助成金

① 交付額は、次のとおりとする。

ア 交通費 自宅の最寄り駅から実習や就職活動場所の最寄り駅までの往復の交通費（本会の規定に基づき計算した金額とする）

イ 宿泊費（宿泊施設を利用の場合に限る）

実費分（1 泊につき税込 10,000 円以内とする）

② 交付上限額は、申請者 1 人あたり交通費及び宿泊費の合計額で 30,000 円とし、100 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 移住支援金

交付額は、申請者 1 人当たり 300,000 円とする。

8 募集人数等

募集人数は、予算を超えない範囲の人数とし、原則先着順で受け付けるものとする。

9 申請方法

交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、要件を満たした場合、速やかに交付申請書（様式 1－①又は様式 1－②）に必要事項を記入し、本会まで郵送にて提出する。交付申請書の提出期限は、毎年度 3 月 10 日までとする。

なお、移住支援金の申請で、毎年度 3 月末日までに勤務期間が 1 年に達することが見込まれる場合も上記と同様に、交付申請書を 3 月 10 日までの提出とする。その場合、1 年に達した後に再度「在職証明書」を作成し 4 月 10 日までに提出する。

1 0 交付決定等

本会会長は、提出された交付申請書を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式 2－①又は様式 2－②）により申請者に通知する。また、適当でないと認めるときには交付不承認通知書（様式 3）により申請者に通知する。

なお、移住支援金については、勤務期間が 1 年に達することとなる月に勤務の実態があり、勤務期間が確実に 1 年に達する見込みであることを確認し、交付要件を満たすと認める場合に交付する。

1 1 交付方法

交付決定が通知された申請者は、送金口座申請書（様式 4）を本会まで郵送にて提出する。本会会長は、提出された送金口座申請書の本人名義の口座へ交付決定額を送金通知書（様式 5）により送金する。

1 2 交付決定の取消等

本会会長は、申請及び交付において、虚偽又は不正が判明したとき又は交付要件に該当しなくなったときは、交付決定を取消し、申請そのものを無効とすることができる。また、交付額全額を返還させることができるものとする。

1 3 個人情報

本事業において取得した個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、本会個人情報保護規程に基づき適正に管理する。

1 4 その他

この要領に定めるほか、事業の実施に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 8 日に施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。